

（盗難発生警報装置）

第51条 平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、保安基準第43条の5第2項の規定並びに細目告示第67条、第145条及び第223条の規定は、適用しない。

2 平成28年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添78別紙2 1. 6.、1. 8. 及び2. 3. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示別添78別紙2 1. 6.、1. 8. 及び2. 3. の規定を適用することができる。

3 平成28年8月1日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成28年10月28日以前に製作された自動車（平成28年7月31日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添78別紙2 1. 6.、1. 8. 及び2. 3. 中「協定規則第10号」とあるのは「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。

4 次に掲げる自動車については、細目告示第67条、第145条及び第223条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第67条、第145条及び第223条の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年12月31日以前に製作された自動車

二 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和6年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年4月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの